

## Ⅱ 養護者による高齢者虐待への対応

### 1 概要

高齢者虐待においては、目的を明確にするとともに、進行状況を見通しながら対応を実施することが重要であるため、大きく3つの段階に分けて説明します。

#### ○初動期段階

初動期段階では、高齢者の生命・身体の安全確保が目的となります。

高齢者虐待を疑わせる相談・通報・届け出を受け付けた後、コアメンバー会議で虐待の有無と緊急性の判断を行い、その判断に基づいて作成された対応方針に沿って行われた一連の対応の評価を行うまでの流れをさします。

#### ○対応段階

対応段階とは、虐待と認定した事例に対して、「情報収集と虐待発生要因・課題の整理→虐待対応計画（案）の作成→虐待対応ケース会議（虐待対応計画案の協議・決定）→計画の実施→対応段階の評価会議→（評価の内容に応じて）必要な情報収集と整理→虐待対応計画の見直し～終結」という循環を繰り返す流れをさします。

#### ○終結段階

虐待対応の終結にあたっては、「虐待が解消されたと確認できること」が最低要件となります。同時に、虐待の解消が、高齢者が安心して生活を送ることにつながるのを見極める必要があります。

虐待がない状態で、高齢者が安心して地域で暮らすために、権利擁護対応（虐待対応を除く）や包括的・継続的ケアマネジメント支援に移行する必要があります。

### 2 初動期段階

#### （1）相談・通報・届出への対応

##### ① 相談（通報・届出）受付

相談等の窓口は高齢介護担当課、地域包括支援センターです。

窓口の職員には守秘義務が課せられていますので、相談内容は慎重に取り扱う必要があります。また、個人情報の保護等についても個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）で定められています。

相談（通報）を受けた担当者は、高齢者虐待相談受付票や虐待予防・発見チェックシート等を利用し、必要な項目を正確に聞き取る必要があります。

相談対応は、相手が尋問されているような印象を与えないよう、相手が話しやすいように考慮しながら、質問は最小限にして確認していきます。

## 【市町村職員の守秘義務】

通報又は届出を受けた場合、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって、当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならないとされています（法第8条）。

## 【高齢者虐待対応ネットワーク：対応フロー図】

**相談（通報・届出）者** <ケアマネジャー、介護保険サービス事業者、医療関係、警察、民生委員、近隣住民 等>

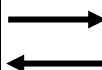
**1 相談（通報・届出）受付** <高齢介護担当課、地域包括支援センター>  
 （資料 P33）高齢者虐待相談受付票 （資料 P36）虐待予防・発見チェックシート参照

**2 初回の協議** <対応する課（センター）対応> ※対応する課（センター）は、主に、高齢介護担当課、地域包括支援センターを指す。  
 ・複数の職員による相談内容を共有し事実確認情報収集のための方法と役割分担を決める  
 （P37の高齢者虐待リスクアセスメントシート参照）

**3 事実確認** <対応する課（センター）対応>  
 ・庁内関係部署、関係機関からの情報収集を行い、訪問調査を行う。  
 ・相談（通報・届出）から概ね48時間以内に行う。  
 ※訪問調査は、必要に応じて庁内関係部署、関係機関の同行を要請する。  
 ※必要に応じて立入調査を実施する。

**4 コアメンバー会議** <市・町対応>  
 ・虐待の有無と緊急性の判断を行う。  
 ・確認した事実に基づく対応方針の決定  
 ・管理職を含む複数の職員で行う。  
 ※必要に応じて庁内関係部署、関係機関の参加を要請する。  
 ※対応方針の判断が難しい場合は、虐待対応ケース会議等を開くことになります（虐待対応専門職チームの派遣依頼の検討）。

緊急性が  
高い場合



**5 緊急対応**  
 ・立入調査  
 ・入院・治療  
 ・短期入所、シェルターへの一時保護  
 （P18緊急時における対応フロー図参照）

**6 対応方針に沿った対応の実施** <対応する課（センター）対応>

介護保険サービス	要分離	要医療	事件	「地域での見守り」
«サービスの提供» ・在宅にて介護保険サービスを利用 ・関係者で見守り	«施設利用» ・介護保険施設 ・養護老人ホーム ・公営住宅等	医療機関等での治療、入院等	警察への援助依頼	市・町（地域包括支援センター）、介護保険サービス事業所、民生委員、近隣住民、親族等

**7 評価会議** <対応する課（センター）対応>  
 ・対応の実施状況及び虐待が解消したかの確認  
 ※必要に応じて庁内関係部署、関係機関の参加を要請する。  
 ※虐待が解消するまで、4 コアメンバー会議及び7 評価会議の開催を繰り返す。

**8 虐待対応の終結**  
 ・高齢者本人の権利が護られ、虐待が解消し、高齢者本人と養護者の生活が安定した状態であること。

通報時に相手が焦って連絡している場合は、ゆっくりした優しい口調で話すなど、まずは、相手に安心感を与え、落ち着かせることが重要です。

※地域包括支援センターで相談（通報）を受けた場合は、速やかに、市・町の高齢介護担当課に連絡をします。

## 2 初回の協議

対応する課（センター）の担当者は、高齢者虐待リスクアセスメントシートを作成し、内容を複数の職員と共有し、まずは、緊急性を判断する必要があります。必要に応じて管理職等の判断を仰ぎます。決して担当者単独での判断をせず組織として判断することが重要です。単独での判断は、虐待を見逃すリスクを高める大きな要因となります。事実確認の方法と役割分担を決定します。

※対応する課（センター）は、主に高齢介護担当課、地域包括支援センターです。

## 3 事実確認

対応する課（センター）は、協議内容に沿って、相談（通報）から概ね48時間以内に事実確認を行います。相談（通報）内容によっては直ちに安全確認や緊急措置入所が必要な場合もあると考えられますので、速やかに確認する必要があります。

庁内関係部署、関係機関（介護支援専門員、介護保険サービス事業所、民生委員等（以下同じ））からの情報収集や訪問調査を行います。

### 《情報収集》

- \*これまでの相談歴等を確認する。
- \*他課（センター）からの情報を収集する。
- \*関係機関からの情報を収集する。

### 【情報収集する主な内容】

- ・家族構成、続柄、年齢、職業等
- ・対象高齢者への介護の状況
- ・虐待の内容とレベル
- ・虐待の事実と経過（日時やその時の様子など）
- ・対象高齢者の性格と身体・心理状況
- ・虐待者又は虐待が疑われる者の性格と身体・心理状況
- ・家計、住居、家庭環境（衛生面等）等の状況
- ・その他家族の人間関係やエピソード
- ・家族内外でキーパーソンとなりうる人

## 【他課及び関係機関から収集する情報の種類等の例】

- ・世帯構成
- ・介護保険の情報（介護認定の有無、担当介護支援専門員、介護保険サービスの利用状況 等）
- ・福祉サービス等の情報（生活保護の有無、障害者手帳の有無、福祉サービス利用状況 等）
- ・経済状況の情報（収入状況、年金の種類 等）
- ・医療機関からの情報（病歴、治療歴、処方状況、主治医からの意見等）
- ・警察からの情報（過去の相談、保護の情報等）
- ・民生委員からの情報（訪問活動の情報、近隣からの情報等）

## 【訪問調査における留意点】

### ○複数の職員による訪問

複数の職員で調査することにより、情報を客観的、正確に得ることが出来ます。口頭で得られる情報だけでなく、観察によって得られる情報も重要な判断材料となるので記録するようにします。

### ○医療職の立ち会い

高齢者は安否確認が優先されるため、保健師等の医療職が面接を行うことが有効です。

### ○信頼関係の構築を念頭に入れる

虐待は、一時的に改善が見られても、外部との関わりが少ない家庭環境においては再発する危険性があるので、第三者が常に関わりを持ち続ける必要があります。継続的な介入・支援ができるよう、高齢者やその家族との信頼関係を築いていくことが大切です。

### ○高齢者、養護者等への十分な説明

訪問調査に当たり、担当職員の服務及び守秘義務、調査する内容と必要性、高齢者の権利について説明をし、理解を得ることが必要です。養護者等に対しては、調査やその後の援助は養護者等を支援するものでもあることを十分に説明し、理解を得ることが重要です。

### ○プライバシーへの配慮

虐待はとてもデリケートな問題であり、虐待をした、受けたという事実は、他人には知られたくないものです。虐待が発生した家族を継続的に支援していくには、第三者の協力が必要になる場合がありますが、高齢者や養護者の権利やプライバシーが侵されることがないように十分な配慮が必要です。

### ○柔軟な調査技法の適用

養護者自身が援助を求めていたり虐待の程度が軽度の場合には、介護等に関する相談支援として養護者の主訴に沿った受容的な態度で調査を実施することも考えられます。一方で、虐待が重篤で再発の危険性が高く措置入所の必要性がある場合には、養護者の行っている行為が虐待にあたるとして毅然とした態度で臨むことも必要となります。調査項目や調査回数は高齢者や養護者の状況を判断しつつ、信頼関係の構築を念頭に置きながら柔軟に対応する必要があります。

## (2) 虐待の有無の判断、緊急性の判断、対応方針の決定

### 4 コアメンバー会議

対応する課（センター）は、事実確認に基づいた情報を共有のうえ、虐待の有無や緊急性の判断、支援・対応方針を決定していきます。場合によっては、会議において虐待の認定を行います。

状況に応じて立入調査や措置入所等の緊急な対応の決定が必要となるため、意思決定者である管理職が会議に参加し、対応が滞ることがないように留意します。会議には必要に応じて庁内関係部署、関係機関に参加を要請します。

対応方針についての判断が難しい場合は、高齢者虐待対応協力者会議の開催、または虐待専門職チームの派遣を検討します。

※緊急性が高い場合は、5緊急対応（立入調査や入院、施設入所等の分離保護）の要否の検討を行います。

（高齢者虐待のレベルと介入のステージ、P18緊急時における対応フロー図参照）

## (3) 行政権限の行使等

### 5 緊急対応

緊急性が高い場合は、立入調査や分離保護の対応を行います。

#### ○立入調査

高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるときは、市町村長は担当部局の職員に、虐待を受けている高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査や質問をさせることができます（法第11条）。

訪問調査等に拒否的な態度をとる養護者に対して、様々な手段を重ねても高齢者の生命又は身体の安全を確認することができない場合に、立入調査の要否を検討することが必要になります。そのためには、訪問を実施した全てについて、日時とその結果を正確に残していくことが重要です。

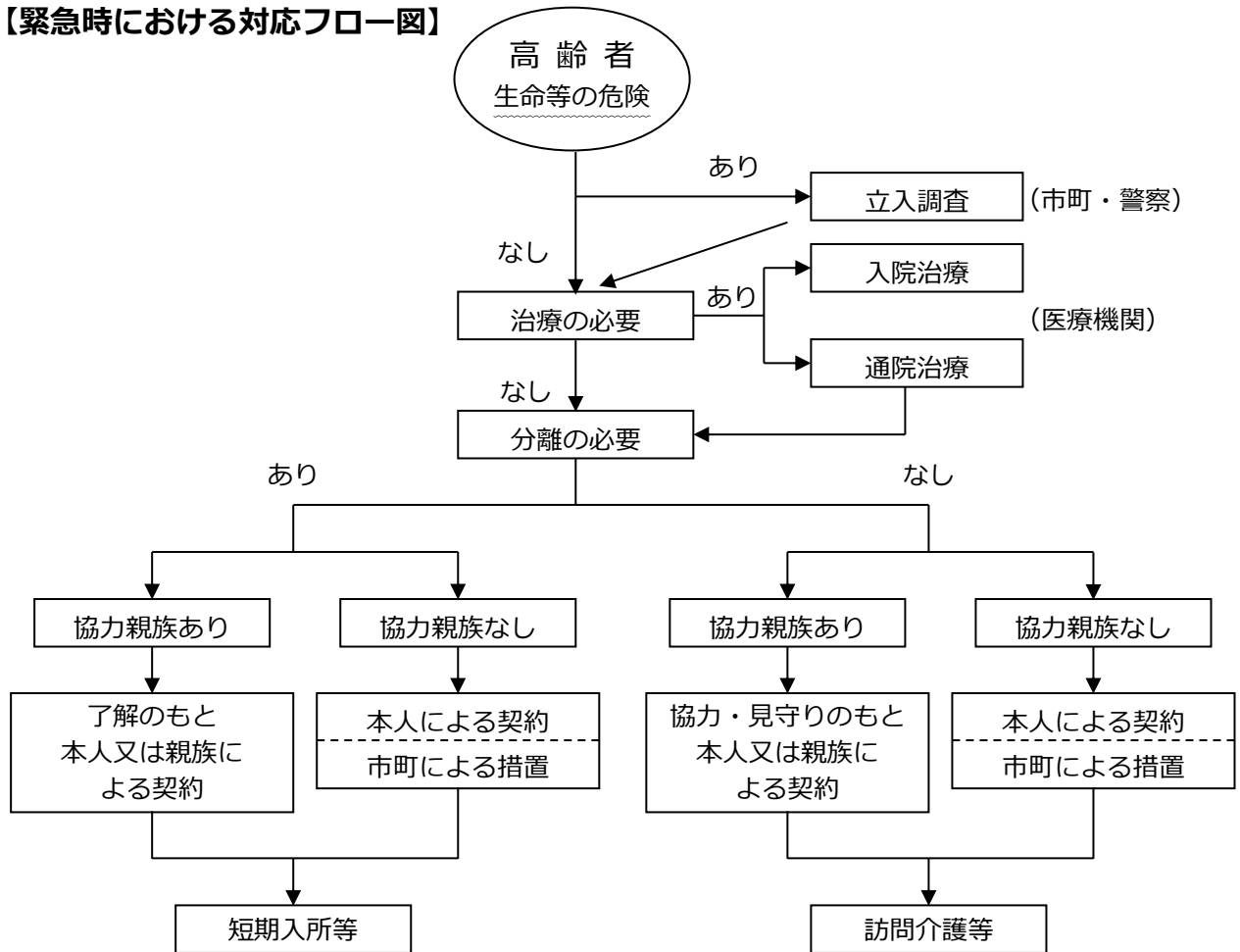
法第12条では警察への援助要請等についての規定が設けられていることから、必要に応じ高齢者の住所又は居所を管轄する警察署長に援助を求めます。

立入調査を行う職員は、身分証明書を携帯します。予測される事態に備え、複数の職員を選任します。入院等の必要性を判断することができる医療職の同行も有効です。

#### ○分離保護

手段としては、医療機関への一時入院や短期入所、また、自立している女性高齢者が夫等から暴力を受けている場合は、長崎県こども・女性・障がい者支援センター（シェルター）または高齢者施設等への一時保護等の方法も考えられます。

【緊急時における対応フロー図】



(4) 高齢者の保護

ア 養護者との分離

高齢者の生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくとは重大な結果を招くおそれが予測される場合や、他の方法では虐待の軽減が期待できない場合などには、高齢者を保護するため、養護者等から分離する手段を検討する必要があります。

また、これによって、高齢者の安全を危惧することなく養護者に対する調査や指導・助言を行うことができたり、一時的に介護負担等から解放されることで養護者も落ち着くことができるなど、援助を開始する動機づけにつながる場合もあります。

(対応体制)

事例によっては可能な限り速やかに分離することが必要な場合もあり、そのような場合には直ちに対応することが必要です。また、休日や夜間に関わりなくできる限り速やかに対応することを原則とする必要があります。

### (保護・分離の手段)

虐待を受けた高齢者を保護・分離する手段としては、契約による介護保険サービスの利用（短期入所、施設入所等）、やむを得ない事由等による措置（特養、養護、短期入所等）、医療機関への一時入院、市町独自事業による一時保護などの方法が考えられます。

高齢者の心身の状況や地域の社会資源の実情に応じて、保護・分離する手段を検討することが必要となります。

### 【家族分離の手段の例】

対応手段	備 考
契約によるサービス利用	<ul style="list-style-type: none"><li>• 本人の同意や成年後見制度の活用等によって、契約によるサービス利用を行う。</li><li>• ショートステイを利用して、その間に家族関係の調整を行い、契約形態もっていくなどの工夫が必要。</li></ul>
緊急一時保護	<ul style="list-style-type: none"><li>• 市町が特別養護老人ホームのベッド等を確保して実施する緊急一時保護事業を利用し、一定期間被虐待者を保護する。</li><li>• 自費負担による有料老人ホームのショートステイもある。</li><li>• 自立している高齢者の女性が夫から暴力を受けている等の場合は、長崎県女性相談センターの一時保護を利用することができる。</li></ul>
やむを得ない事由による措置	<ul style="list-style-type: none"><li>• 老人福祉法に基づく市町の決定事項として、虐待等の理由により契約による介護サービスの利用が著しく困難な65歳以上の高齢者について、市町が職権を以って介護サービスの利用に結びつけるもの。</li><li>• 家族分離の効果があるサービス種類としては、特別養護老人ホーム、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護等がある。</li></ul>
養護老人ホーム入所	<ul style="list-style-type: none"><li>• 65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的な理由により居宅での生活が困難な人を入所させる施設。</li></ul>
軽費老人ホーム入所	<ul style="list-style-type: none"><li>• 老人福祉法に規定される老人福祉施設で、低額な料金で、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な者を入所させ、日常生活上必要な便宜を供与する施設。</li></ul>
公営住宅入居	<ul style="list-style-type: none"><li>• 公営住宅は原則として、同居親族があることが入居の条件だが、DV等の虐待被害者や知的障害者、精神障害者、身体障害者など、「特に居住の安定を図る必要がある者」には、単身での入居が認められる。</li><li>• 高齢者の場合、介護保険サービス等を使用することで在宅生活を送ることが可能な場合は、単身でも入居可能。</li></ul>
保護命令	<ul style="list-style-type: none"><li>• 配偶者からの暴力の場合で、「被害者が更なる暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい場合」に、それを防止するため、地方裁判所が被害者からの申立により暴力を振るった配偶者に対し発する命令。保護命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第10条、第29条）。</li></ul>

(参考)：「東京都高齢者虐待対応マニュアル」(東京都)

## イ やむを得ない事由による措置

### ① やむを得ない事由による措置を行う場合

サービス利用契約を結ぶ能力に欠ける認知症高齢者である場合や、要介護認定を待つ時間的猶予がない場合などについて、高齢者を虐待から保護し権利擁護を図るためには、適切に「やむを得ない事由による措置」の適用を行う必要があります。

高齢者虐待防止法では、通報等の内容や事実確認によって高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるなど、高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るうえで必要がある場合は、適切に老人福祉法第10条の4（居宅サービスの措置）、第11条第1項（養護老人ホームへの措置、特別養護老人ホームへのやむを得ない事由による措置、養護委託）の措置を講じることが規定されています。

「やむを得ない事由による措置」とは、「やむを得ない事由」によって契約による介護保険サービスを利用することが著しく困難な65歳以上の高齢者に対して、市町長が職権により介護保険サービスを利用させることができるというものです。利用できるサービスは以下のとおりです。

#### 【やむを得ない事由による措置のサービス種類】

- |               |        |                |
|---------------|--------|----------------|
| • 訪問介護        | • 通所介護 | • 短期入所生活介護     |
| • 小規模多機能型居宅介護 |        | • 認知症対応型共同生活介護 |
| • 特別養護老人ホーム   |        |                |

いずれの場合が老人福祉法に規定する「やむを得ない事由」に該当するかについては、老人福祉法施行令に規定されています。（特別養護老人ホームを除く。）

①65歳以上の者であって介護保険法の規定により当該措置に相当する居宅サービスに係る保険給付を受けることができる者が、やむを得ない事由（※）により介護保険の居宅サービスを利用することが著しく困難であると認められる場合

（※）政令に定める「やむを得ない事由」とは、事業者と「契約」をして介護サービスを利用することや、その前提となる市町に対する要介護認定の「申請」を期待しがたいことを指します。

②65歳以上の者が養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合、又は65歳以上の者の養護者がその心身の状態に照らし養護の負担の軽減を図るための支援を必要と認められる場合

（「介護保険法施行令等の一部を改正する政令」（平成18年政令）により老人福祉法施行令を改正して規定）



高齢者虐待のケースでは、①に該当するケースとして措置が行われることが中心であると考えられますが、②の規定を追加したことにより、老人福祉法に基づく措置は、要介護者又は要介護認定を受けうる者のみならず、例えば、高齢者虐待により一時的に心身の状況に悪化を来たしてはいるものの、要介護認定を受けうるかどうか判断できない高齢者についても、保護・分離が必要となる場合には適用できることを明確にしました。なお、政令に委任していない特別養護老人ホームへの措置についても同趣旨であると解されます。

「やむを得ない事由による措置」に関しては、以下の項目に配慮して適切に運用することが求められています。

- 高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合など、当該高齢者の保護を図るため必要がある場合に措置を行います。
- 措置の際、虐待者の同意は必要とせず、措置先は虐待者に伝える必要はありません。
- 本人の同意は事実上必要ですが、判断能力が不十分な場合は措置が可能です。
- 本人が費用負担できない場合でも措置が可能です。

## ② 養護老人ホームへの措置

なお、老人福祉法上の「やむを得ない事由による措置」ではありませんが、養護老人ホームに措置することもあり得ます。

## ③ 虐待を受けた高齢者の措置のために必要な居室の確保

### ○法的根拠

高齢者虐待防止法では、市町は、養護者による虐待を受けた高齢者について、老人福祉法の規定による措置を行うために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとされています（第10条）。

### ○居室の確保等

高齢者虐待防止法第10条に規定する「居室を確保するための措置」としては、地域によってベッドの空き状況などが異なることから、各自治体の状況に応じた工夫がなされることが期待されます。いずれにしても、介護報酬の取扱いとして、介護老人福祉施設が高齢者虐待に係る高齢者を入所させた場合には、定員を超過した場合でも減算の対象とならないことを、市町が事業所に対して周知することもこれに該当します。

※管内の施設が限られており、養護者に居場所がわかってしまう可能性がある場合、広域的な調整を行うなど、県の支援が求められます。

#### 【高齢者虐待と定員超過の取扱いについて】

(指定基準の取扱い)

○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）（抄）

第25条

指定介護老人福祉施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(報酬の取扱い)

○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月8日老企第40号）

第2の1（3）⑤

災害、虐待の受入れ等やむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月（災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。）の翌月から所定単位数の減算を行うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらずその翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行うものとする。

### （5）成年後見制度の市町村長申立

高齢者虐待防止法でも、適切に市町村長による成年後見制度利用開始の審判請求（以下「市町申立」といいます。）を行うことが規定されています（第9条）。

成年後見制度市町村長申立マニュアル（長崎県）参照

## 3 対応段階

### ⑥ 対応方針に沿った対応の実施

#### （1）情報収集と虐待発生要因・課題の整理

初動期段階の評価会議の結果、虐待状況や要因、高齢者本人や養護者等の状況をアセスメントした結果をもとに、虐待対応計画を作成し、具体的な虐待要因（リスク）の解消に必要な支援を行います。

### ①対応段階における情報収集と整理

虐待発生要因の明確化と、高齢者が安心して生活を送るための環境整備に向けた課題やニーズの明確化を目的として情報収集を行います（初動期段階の事実確認目的が異なる点に注意する。）

### ②虐待発生要因の明確化

虐待は、個々の虐待発生リスクが高齢者と養護者、家族関係、近隣・地域住民等との関係、地域の社会資源との関係など、それぞれの関係性のなかで相互に作用し合って発生するものです。従って、まずは収集した個々の情報から虐待発生のリスクを探り、次にそれらの相互の関係性をみることで、虐待の発生の要因を明確にすることで、虐待解消に向けた課題が明らかになります。

### ③高齢者が安心して生活を送るための環境整備に向けた課題やニーズの明確化

虐待発生要因を特定し、虐待が解消できたら、高齢者の安心した生活に向けて他に必要な対応課題やニーズはないかどうかを見極める必要があります。その際、高齢者本人の意思や希望、養護者・家族の意向について丁寧に把握することが重要になります。そして、高齢者と養護者・家族の関係性、近隣・地域住民や地域の社会資源等の情報についても、再度、高齢者が安心して生活を送るための環境整備に向けた可能性や課題といった視点から整理・分析することが重要です。そのうえで、どのような形態での虐待対応の終結が可能かについて虐待対応ケース会議で検討し、終結までの計画的支援を行います。

## ア 継続した見守りと予防的な支援

市町の担当職員等による定期的な訪問を継続し、高齢者本人と養護者等の状況を確認・再評価しながら相談に応じ、適切なサービス等の利用を勧めます。介護負担による疲れやストレスが虐待の要因となっている例も少なくないため、養護者等に対して相談に応じたり、家族会等への参加を勧めるなど、介護負担の軽減を目的とした対応が考えられます。

## イ 介護保険サービスの活用（ケアプランの見直し）

高齢者本人に対する適切な介護と養護者の介護負担やストレスの軽減を図ることを目的に、介護保険サービス等を導入します。

特に、養護者の負担感が大きい場合には、ショートステイやデイサービスなど、養護者が高齢者と距離をとることができ、休息する時間が持てるサービスを積極的に利用するよう勧めます。

ケアプランを見直すことで、時間をかけて養護者を巻き込みながら状況の改善を図ることが効果的な場合もあります。

## ウ 介護技術等の情報提供

養護者に認知症高齢者の介護に対する正確な知識がない場合や、高齢者が重度の要介護状態にあり介護負担が大きい場合などは、正確な知識や介護技術に関する情報の提供を行います。

## エ 専門的な支援

養護者や家族に障害等があり、養護者自身が支援を必要としているにもかかわらず十分な支援や治療を受けられていなかったり、経済的な問題を抱えていて債務整理が必要な場合などは、それぞれに適切な対応を図るため、専門機関からの支援を導入します。特に、高齢者あるいは養護者に認知症やうつ傾向、閉じこもりなどの症状がみられる場合には、専門医療機関への受診へつなげて医療的課題を明らかにすることが重要です。医療的な課題や疾患特性を考慮しない支援は状況を悪化させる場合もありますので、高齢者の状態を正確に把握した上で適切な支援を検討することが重要です。

## （２）対応段階の評価会議

### ⑦ 評価会議

対応する課（センター）のコアメンバー会議に参加した者は、会議で決定した支援・対応方針の実施状況や対応により、虐待が解消し、高齢者の安全確保がなされたかどうかを確認します。

会議には必要に応じて庁内関係部署、関係機関に参加を要請します。虐待が解消するまで、④コアメンバー会議及び⑦評価会議の開催を繰り返し実施します。

## 【会議で協議、確認すべき事項】

### ○高齢者

- ・高齢者の生命や身体の危険が回避されているか。
- ・対応方針に基づく対応を受け入れているか。介入拒否などにより、対応は実施できていない状況にないか。
- ・虐待の一時的な解消が図れているか。
- ・新たに緊急に対応すべきリスクや市町村権限の発動の必要性などが生じていないか。
- ・対応を行った結果、又は別の要因が発生したことにより、高齢者の意向、生活状況に悪化（変化）が見られていないか。

### ○養護者

- ・高齢者に対する虐待行為が継続する状況にないか。
- ・対応方針に基づく対応を受け入れているか。介入拒否などにより、対応を実施できない状況にないか。
- ・対応を行った結果、また別の要因が発生したことにより、養護者の意向、生活状況に悪化（変化）が見られていないか。

### ○その他の家族

- ・他の家族の関わりによって、虐待の一時的解消が図られているか。新たな課題が生じていないか。
- ・家族全体の状況や生活に変化が見られ、対応が必要な状況となっていないか。

### ○関係者（近隣・地域住民等の関係を含む）

- ・関係者の関わりによって、虐待の一時的解消が図られているか。新たな課題が生じていないか。
- ・関係者の関わりを拒否し、対応が行えない状況になっていないか。

（参考）市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（出典：社団法人日本社会福祉士会 市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き 中央法規出版）

## 4 終結段階

### 8 虐待対応の終結

虐待対応の終結は、7 評価会議において判断します。

虐待発生要因へのアプローチにより、虐待が解消されたこと及び高齢者が安心して生活を送るために必要な環境が整ったことを確認し、終結の判断とします。

ただしこれは虐待対応としての終結の目安であり、高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳ある生活を送る権利を保障するために、必要に応じて、権利擁護対応や包括的・継続的ケアマネジメント支援に移行する必要があります。その場合、地域包括支援センターの関与の検討、関係機関との連絡体制の構築を意識して、適切な関与、引き継ぎを行います。

## 5 養護者（家族等）への支援

### （1）養護者（家族等）支援の意義

高齢者虐待事例への対応は、虐待を行っている養護者も何らかの支援が必要な状態にあると考える必要が重要です。

養護者に対する支援を行う際には、以下の視点が必要です。

- ① 養護者との間に信頼関係を確立する
- ② 介護負担・介護ストレスの軽減を図る、ねぎらう
- ③ 養護者自身の抱える課題への対応

### （2）家族関係の回復・生活の安定

養護者支援のためのショートステイ居室の確保

○法的根拠

高齢者虐待防止法では、市町村は、養護者の心身の状態から緊急の必要があると認める場合に高齢者を短期間施設に入所させ、養護者の負担軽減を図るため、必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとされています（第14条）

直接高齢者虐待に至っていない状態であっても、放置しておけば高齢者虐待につながりうる場合、あるいは高齢者が要支援や非該当であっても緊急に養護者の負担軽減を図る必要がある場合などについては、養護者の負担を軽減する観点から、積極的にこの措置の利用を検討すべきです。

## Ⅲ 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応

### 1 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応

#### （1）相談・通報等

養介護施設従事者等による虐待に関する通報等の内容について、迅速かつ正確な事実確認を行うことが必要です。

そのため、通報等を受けた職員は、まず通報者から発見した状況等について詳細に説明を受け、それが養介護施設従事者等による高齢者虐待に該当するかどうか判断できる材料となるように情報を整理しておきます。

\*通報受付時に確認すべき情報項目についてチェックリスト化するとともに、通報者への